津市上下水道事業公告第８号

　次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

　　令和３年４月２６日

　　　　　　　　　　　　　　津市上下水道事業管理者　田　村　　　学

　別紙のとおり

**１　入札に付する事項**

　⑴　工事名　　令和３年度下施雨ポ補継第１号

　　　　　　　　半田川田ポンプ場ポンプ設備（Ｎｏ．３ポンプ等）築造工事

　⑵　工事場所　津市半田及び神戸地内

　⑶　工事概要　３号ポンプ設置　一式

　　　　　　　　排水ポンプ（口径９００㎜）　１台

　　　　　　　　ポンプ用電動機（２６０ｋＷ）　１台

　　　　　　　　ポンプ用減速機（１：３．６４）　１台

　　　　　　　　電動蝶型弁（φ９００　１．５ｋＷ）　１台

　　　　　　　　電動蝶型弁（φ１，３５０　２．２ｋＷ） ２台

　　　　　　　　フラップ弁（φ１，２００）　１台

　　　　　　　　フラップ弁（φ１，６５０）　２台

　　　　　　　　床排水ポンプ（φ５０　０．７５ｋＷ）　２台

　　　　　　　　同吊り上げ装置（０．５ｔ吊り）　１台

　　　　　　　　吸水槽排水ポンプ（φ８０　５．５ｋＷ）　１台

　　　　　　　　同吊り上げ装置（０．５ｔ吊り）　１台

　⑷　工期　　　契約締結日から令和５年２月２８日まで

　⑸　予定価格　３２５，２１０，０００円（税抜き）

**２　入札参加者に必要な資格**

　　本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日

から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、

かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

　⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

　⑵　津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成１８年１月１日施行。

以下「要領」といいます。）第４条第１項に掲げる要件を備えている者

　⑶　要領第４条第２項各号の一に該当しない者

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

　⑸　津市競争入札参加資格者名簿において機械器具設置工事を希望業種として登載されている者

⑹　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を受けている者

⑺　三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工

事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）

を有する者

⑻　審査基準日が平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の機械器具設置工事の

総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあっては８００点

以上、それ以外の者にあっては１，０００点以上の者

　⑼　本件工事に、機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とする。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）

　⑽　上記⑼に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

⑾　官公庁等で発注され、過去１０年間（平成２３年度以降）に施工が完了

した次の工事の元請実績を有するもの

　　　機械器具設置工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の立軸ポンプ（軸流又は斜流、口径８００ｍｍ以上）の製作又は据付工事（共同企業体による工事の場合は代表者又は構成員。ただし、出資比率２０％以上のものに限る。）

**３　入札参加申込書等の配付**

⑴　配付期間　令和３年４月２６日（月）から同年５月１４日（金）まで

⑵　配付場所　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ームページ「入札・契約」からダウンロード

**４　入札参加資格審査申請書等の提出等**

　⑴　本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

　　ア　提出期間　令和３年４月２６日（月）から同年５月１４日（金）午後５時まで

　　イ　提出場所　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

　　ウ　提出方法　持参によることとし、その他の方法は認めません。

　⑵　提出書類

　　ア　津市条件付一般競争入札参加申込書

　　イ　機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可証の写し

　　ウ　審査基準日が平成３０年１０月１日から令和元年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

　　エ　配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ　配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ　営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可

（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

　　キ　上記２⑾に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク　施工計画書

ケ　宣誓書

⑶　入札参加資格の審査結果については、令和３年５月２４日（月）までに文書で通知します。

**５　設計図書等の閲覧等**

⑴　閲覧

　　ア　閲覧期間　令和３年４月２６日（月）から同年５月３１日（月）まで

　　イ　閲覧場所　津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

　⑵　購入

　　ア　購入期間　上記⑴アに同じ

　　イ　購入場所　津市一志町井関９６番地１

　　　　　　　　　創作工房ネオ（電話番号０５９－２９３－６１００）

**６　工事の質疑等**

⑴　施工計画に関する質疑等

　　ア　質問受付　令和３年４月３０日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

　　イ　回答方法　令和３年５月１１日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

⑵　見積に関する質疑等

　　ア　質問受付　令和３年５月１８日（火）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

　　イ　回答方法　令和３年５月２５日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

**７　入札方法**

　　入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

⑴　入札書の郵送期間

　　　適格通知書受領の日から令和３年５月３１日（月）までに必着

　⑵　入札書の郵送提出先

　　　〒５１４－８７９９　日本郵便株式会社津中央郵便局留　津市上下水道管理局　上下水道管理課宛

**８　開札の日時及び場所**

⑴　日時　令和３年６月３日（木）午前９時００分から

　⑵　場所　津市上下水道庁舎２階入札室

**９　入札保証金**

　　入札保証金は免除します。

**10　契約保証金**

　　契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

　　また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

**11　開札の立会い**　　開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人２者を選定し、

該当者に連絡します。

**12　入札の無効**

　　次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

　⑴　競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

　⑵　申請書類等に虚偽の記載があるとき。

　⑶　申請書類等に不備があるとき。

　⑷　適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

　⑸　入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。

　⑹　入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

　⑺　著しく信義に反する行為をしたとき。

　⑻　入札に際して連合等の不正行為があったとき。

　⑼　入札書に入札者の記名押印のないとき。

⑽　入札金額を訂正しているとき。

⑾　入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の

日付となっていないとき。

　⑿　入札書の記載事項が確認できないとき。

　⒀　入札書に指定された事項が記載されていないとき。

　⒁　指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。

　⒂　入札書が提出期限までに提出されないとき。

　⒃　積算内訳書が同封されていないとき。

　⒄　積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

　⒅　入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

　⒆　意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

　⒇　開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札

をしたとき。

(21)本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送し

たとき。

(22)　指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

(23)　指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

(24)　前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

**13　最低制限価格**

　　規則第１２条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

**14　公正な入札の確保**

　⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

　⑵　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

　⑶　入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

**15　契約書作成の要否**

　　契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約

　約款によるものとします。

**16　その他の注意事項**

　⑴　入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

　　　なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分３箇所に封印をしてください。

　⑵　前金払　有

　⑶　部分払　有（５回以内）

　⑷　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

　⑸　落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

　　　なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

　⑹　この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

　⑺　談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

⑻　この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

　⑼　入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

　⑽　本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第４条第２項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。

　　　労働環境の確保に係る誓約事項及び令和３年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村５番地　津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号　０５９－２３７－５８０３

ＦＡＸ　　０５９－２３７－５８１９